

# 除排雪の際のお願い

路上駐車は大迷惑！

絶対やめてください

市では冬の道の安全を確保するため、降雪時は通常午前三時ごろから除雪作業をしています。しかし、路上駐車している自動車があったり、看板や木の枝などが路上にせり出していたりするとスムーズに作業ができません。たった一台の路上駐車のために、作業が通勤・通学時間帯にまで及んだり、全く除雪できなかつたりする路線もありますので、路上駐車は絶対にやめてください。

また、道路に面した門柱や塀などが雪をかぶって見えにくくなる

と除雪車が接触事故を起こす原因にもなりかねません。そのため、冬期間は道路に面した門柱や塀には目印を付けるなどしてご協力くださいようお願いいたします。

## 市民参加型排雪は

### 町内単位、全員参加で

幅員の狭い道路の排雪について、市民の皆さんからの要望が年々高



【申】土木課(内線302・305)

- ◆ 申し込みは町内会単位とし、個人からの要望は受け付けません。
- ◆ 実施は原則として土・日曜日のみとします。ただし、除雪車が緊急出動の際は順延とします。
- ◆ 宅地内の雪は対象外とします。
- ◆ 実施当日、町内のかたは原則として全員参加とします。

## 第三号被保険者未納期間の特例届出が認められました

—平成9年3月まで—

国民年金第三号被保険者(厚生年金と共済組合の加入者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満のかた)は、それに該当していたとしても、国民年金の担当窓口届け出がされないと、保険料納付済期間とならないことから、将来年金を受け取られなかったり、受給額が少なくなったりしてしまいます。そこで、届け出が遅れたかたのために、さかのぼって保険料納付済期間に算入される制度がありますが、算入される期間は一番近い2年間に限るもので、それ以前については算入されませんでした。

そのため、過去に届け出がされていなかったり、遅れたために未納となつたりしていたかたのために、その期間についての特例届出が認められました。平成9年3月までに特例届出を行えば、2年間に限らず、第三号被保険者制度ができた昭和61年4月以降のすべての期間が保険料納付済期間に算入されます。この機会に自分の年金を確実なものにしましょう。

第三号被保険者の特例届出は、すでに年金を受給しているかたや受給資格期間が足りないため、年金を受けられないかたも対象になります。

なお、第三号被保険者の保険料は、配偶者の加入する厚生年金保険や共済組合が、制度全体として負担する仕組みですから、第三号被保険者自身が支払ったり、配偶者の給料から天引きされたりするものではありません。 〔市〕市民課(内線236)

# 市長リポート

No. 105



都市計画マスタープランに

皆さんの意見を

五大プロジェクトの各事業が一斉に大きく歩みだし、先が見えてきました。また、三大対策についても一歩ずつ確実に前進してきており、今、大館が大きく変化し始めました。そこで、変動途中のこの時点で立ち止まって、目標とする将来の都市像を描きだし、「大館市はこういう街になるんだ」というビジョンを市民の皆さんに示したかったことから「二十一世紀の大館が目に見えるような形」で、今回大館市都市計画マスタープランを策定しました。マスタープランはあくまでも素案であり、これを市民の皆さん一人ひとりにできるだけ理解してもらいたい、そのうえでいろんな意見を出していただきたいと思っています。つまり、「皆さんの意見を都市計画に反映させていく」ということがマスタープランの意味であります。マスタープランは一つの提案であって、これで決まったというものではありません。

このマスタープランに対して市民の皆さんからいろんな意見を出していただくという事は非常に重要なことです。そのためには、マスタープランそのものをできるだけたくさんの方の皆さんに理解してもらわなければなりません。そこで、マスタープランを理解してもらおう機会を作りたいと思っています。その方法としては、月二回発行している広報で周知することだけでなく、時間的に可能であれば、担当者または私自身が講師となって、市民講座を開催することも考えています。もしこれが実現した場合、マスタープランの内容が膨大な量なので、毎週実施したとしても二、三カ月ぐらいの期間が必要ですが、受講される市民の皆さんにとっては大変なことだと思いますが、最後まで受講していただき、十分理解したうえで、いろんな意見を出していただきたいと思っています。

小 畑 元